塩谷町告示第72号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、町道の路線を次のように変更する。
その関係図面は、塩谷町役場建設水道課において、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

塩谷町長　見形　和久

路線番号	路線名	変更前後別	起点所在地	終点所在地	幅員（m）	延長（m）
17	新谷山口線	変更前	大字船生字下新谷4382地先	大字船生字梅ノ越路4941地先	2.5～13.1	4,047.5
		変更後	大字船生字下新谷4382地先	大字船生字梅ノ越路4941地先	2.5～13.1	4,047.5
245	道下前沢線	変更前	大字道下字田中東675番1地先	大字飯岡字前沢759番地先	3.5～10.5	1,195.1
		変更後	大字道下字田中東675番1地先	大字飯岡字前沢759番地先	3.5～10.5	1,195.1